

別表（第3条関係）

補助対象事業、補助率等

事業名	事業区分	補助対象事業費	補助対象団体	補助率等																	
共同施設事業	LED街路灯設置	LED街路灯の設置及び取替えに要する経費	商店街振興組合、事業共同組合、商工組合（商業組合）又は商工会議所	補助対象事業費の70%以内とする。ただし、平成32年度以後については、補助対象事業費の50%以内とする。																	
	街路灯補修・撤去	柱、屋根、天井等の塗り替え及び照明器具の取替え又は撤去に要する経費		補助対象事業費の50%以内																	
共同事業	商店街の催事	装飾費	商店街振興組合、事業共同組合、商工組合（商業組合）又は地域の商業者が主たる構成員となる団体	補助対象事業費の40%以内																	
		会場費			会場借上料及びマイク等使用料																
		印刷製本費			宣伝用ポスター及びパンフレットの印刷費																
		報償費			出演料（旅費を含む。）																
		広告宣伝費			広告等に要する経費																
	イベント費	物品のリース及び消耗品に要する経費																			
	共同宣伝事業	装飾費		共同装飾経費及び装飾品搬出・搬入経費	補助対象事業費の20%以内																
		印刷製本費		宣伝用ポスター及びパンフレットの印刷費																	
広告宣伝費		広告等に要する経費																			
街路灯等電灯料補助事業		補助団体が前年度までに設置した街路灯等の4月1日から翌年3月31日までの電灯料で、その支払が補助団体の経理を通じて処理されているもの	商店街振興組合、事業共同組合、商工組合（商業組合）又は商工会議所	<p>次表の算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た合計額を限度額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ワット数</th> <th>算定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">街路灯 (1基当たり)</td> <td>80W以下</td> <td>2,979円</td> </tr> <tr> <td>81～125W</td> <td>5,040円</td> </tr> <tr> <td>126～250W</td> <td>7,369円</td> </tr> <tr> <td>251～270W</td> <td>8,476円</td> </tr> <tr> <td>271～300W</td> <td>9,694円</td> </tr> <tr> <td>アーチ(1基当たり)</td> <td></td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ワット数	算定基準	街路灯 (1基当たり)	80W以下	2,979円	81～125W	5,040円	126～250W	7,369円	251～270W	8,476円	271～300W	9,694円	アーチ(1基当たり)		80,000円
区分	ワット数	算定基準																			
街路灯 (1基当たり)	80W以下	2,979円																			
	81～125W	5,040円																			
	126～250W	7,369円																			
	251～270W	8,476円																			
	271～300W	9,694円																			
アーチ(1基当たり)		80,000円																			

小規模事業	経営改善普及事業	愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に規定する事業のうち、小規模事業者等の経営基盤の強化につながる事業に要する経費	商工会議所	補助対象事業費の50%以内
	育成指導事業	総合振興費、調査広報費、商工業振興費、労務対策費、情報化対策費、検定事業費、法定台帳整備費等として支出される経費のうち、会員事業所等の経営基盤の強化若しくは雇用の創出又は交流人口の増加につながると認められる経費	商工会議所	補助対象事業費の50%以内